

第 93 回関西実験動物研究会
実験動物の感染症：過去～現在～未来

3. 感染症法の改正：伝染病予防法から改正感染症法までの変遷

喜多正和（京都府立医科大学大学院 実験動物センター）

2006 年 12 月 8 日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（法律第一〇六号、厚生労働省）、すなわち改正感染症法が公布された。主たる改正事項は、以下の 3 点である。

- 1、生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立
- 2、最近の医学的知見に基づく感染症の分類の見直し
- 3、結核を感染症法に位置付けて総合的な対策を実施

基本的理念として、国際的動向を踏まえた施策、人権尊重、責務規定として、医師等の責務規定の充実、病原体等の検査を行っている機関の責務、基本指針として、病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項、を挙げている。

病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策として、従来の一類～五類感染症とは別に、以下の一種～四種病原体等の四分類を導入して、病原体の適正な安全管理を義務付けている。

- 1) 一種病原体等：所持等の禁止

エボラウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、痘そうウイルス、南米出血熱ウイルス、マールブルグウイルス、ラッサウイルス

- 2) 二種病原体等：所持等の許可

SARS コロナウイルス、炭疽菌、野兎病菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、ボツリヌス毒素

- 3) 三種病原体等：所持等の届出

Q 熱コクシエラ、狂犬病ウイルス、多剤耐性結核菌

政令で定めるもの：

コクシジオイデス真菌、サル痘ウイルス、腎症候性出血熱ウイルス、西部馬脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス群、東部馬脳炎ウイルス、ニパウイルス、日本紅斑熱リケッチア、発疹チフスリケッチア、ハンタウイルス肺症候群ウイルス、B ウイルス、鼻疽菌、ブルセラ属菌、ベネズエラ馬脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、リフトバレーウイルス、類鼻疽菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア

- 4) 四種病原体等：基準の遵守

インフルエンザウイルス（H2N2）、黄熱ウイルス、クリプトスポリジウム、結核菌（多剤耐性結核菌を除く）、コレラ菌、志賀毒素、赤痢菌属、チフス菌、腸管出血性大腸菌、鳥インフルエンザウイルス、パラチフス A 菌、ポリオウイルス

政令で定めるもの：

ウエストナイルウイルス、オウム病クラミジア、デングウイルス、日本脳炎ウイルス

また、感染症法上の感染症類型については、以下のような改正が行われている。

- 1) 重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る）が一類感染症から二類感染症に移行

- 2) 二類感染症に、結核が新たに追加

- 3) コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスが二類感染症から三類感染症に移行

4) オムスク出血熱、キャサヌル森林熱、西部馬脳炎、ダニ媒介性脳炎、東部馬脳炎、鼻疽、ベネズエラ馬脳炎、ヘンドラウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、ロッキー山紅斑熱の 11 疾患が、従前の四類感染症 30 疾患に追加され、四類感染症は計 41 疾患となった。

- 5) 五類感染症には変更なし

明治 30 年（1897 年）に制定された「伝染病予防法」は約 100 年ぶりに改正され、1999 年、現在の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（いわゆる感染症法）となった。その後、少しずつ法律の一部が改正され、今回の改正となった。本講演では、今回の改正内容を中心に、これまでの感染症法の変遷について解説する。